

議案第 3 号

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 13 日 提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

令和 7 年第 1 回沖縄県議会（2 月定例会）において、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の改正が予定されていることに伴い、関係する訓令の規定を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第24号様式の5（裏）注中

- 「 (2) 時間外勤務の免除を請求する場合については、3歳未満の子を養育する場合に限る。 」を
「 (2) 時間外勤務の免除を請求する場合については、小学校就学の始期に達するまでの子を養育す に
る場合に限る。 」

改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 令和7年第1回沖縄県議会（2月定例会）において、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の改正が予定されており、子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が正規の勤務時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員へと拡大されることとなる。
- (2) (1)に伴い、沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の規定を改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 時間外勤務の免除を請求する場合について、3歳未満の子を養育する場合を小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合へ改める。（第24号様式の5関係）
- (2) この訓令は、令和7年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表

沖縄県教育委員会職員勤務規程規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号） 新旧対照表			
改正案		現行	
(趣旨) 第1条 (略) 第1条の2～第16条の8 (略) 第16条の9 (略)	(趣旨) 第1条 この訓令は、別に定めのあるもののほか、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する一般職の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。 第1条の2～第16条の8 (略) (育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続) 第16条の9 職員は、勤務時間条例第6条の4第1項に規定する深夜勤務の制限を受けようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限（免除）請求書（第24号様式の5）により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに請求を行わなければならない。 2 前項の規定による請求があった場合には、所属長は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、所属長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。 3 第1項の規定による請求がなされた後、深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。 (1) 当該請求に係る子が死亡した場合 (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子	(趣旨) 第1条 この訓令は、別に定めのあるもののほか、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する一般職の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除く。以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。 第1条の2～第16条の8 (略) (育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続) 第16条の9 職員は、勤務時間条例第6条の4第1項に規定する深夜勤務の制限を受けようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限（免除）請求書（第24号様式の5）により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに請求を行わなければならない。 2 前項の規定による請求があった場合には、所属長は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、所属長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。 3 第1項の規定による請求がなされた後、深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。 (1) 当該請求に係る子が死亡した場合 (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子	

	でなくなった場合	(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合 (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができず、人事委員会規則で定める者に該当することとなった場合 4 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であつたものとみなす。 5 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第3項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届（第24号様式の6）により所属長に届け出なければならない。 6 所属長は、第1項の請求に係る事由及び前項の届出について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
第16条の10（略）		第16条の10（略）
		（育児を行う職員の時間外勤務の制限及び免除の請求手続）
第16条の11（略）		第16条の11 職員は、勤務時間条例第6条の4第2項又は第3項に規定する時間外勤務の制限の適用を受けようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限（免除）請求書（第24号様式の5）により、時間外における勤務の制限又は免除を請求する一の期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「時間外勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに請求を行わなければならない。 2 前項の規定による請求があつた場合においては、所属長は、勤務時間条例第6条の4第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。 3 所属長は、第1項の規定による請求が、当該請求のあつた日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「一週間経過日」という。）の前日を時間外勤務制限開

始日とする請求であった場合で、勤務時間条例第6条の4第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から一週間経過日までの間の間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。			
4 第1項の規定による請求がなされた後、時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかつたものとみなす。			
(1) 当該請求に係る子が死亡した場合			
(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなつた場合			
(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなつた場合			
5 時間外勤務制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であつたものとみなす。			
(1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合			
(2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合			
6 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第4項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届（第24号様式の6）により所属長に届け出なければならぬ。			
7 所属長は、第1項の請求に係る事由及び前項の届出について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。			
第16条の12～第24条（略）	第16条の12～第24条（略）		
第1号様式～第24号様式の4（略）	第1号様式～第24号様式の4（略）		
第24号様式の5（第16条の9、第16条の11関係）（表）（略）	第24号様式の5（第16条の9、第16条の11関係）（表）（略）		

(裏)

注

1 について

「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出生予定日を記入し、□出生予定日に✓印を記入する。

2 について

- (1) この欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。
(2) 「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3 について

この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。

4 について

- (1) 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求する。
(2) 時間外勤務の免除を請求する場合には、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に限る。

第24号様式の6～第29号様式 (略)

(裏)

注

1 について

「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出生予定日を記入し、□出生予定日に✓印を記入する。

2 について

- (1) この欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。
(2) 「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3 について

この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。

4 について

- (1) 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求する。
(2) 時間外勤務の免除を請求する場合には、3歳未満の子を養育する場合に限る。

第24号様式の6～第29号様式 (略)

新旧対照表

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）新旧対照表		
改	正	案
（趣旨） 第 1 条 （略）	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 6 条の 4 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができても）として人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 6 条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）</u>をさせてはならない。 3 （略）	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条及び第 2 条に規定する職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇等に関する必要な事項を定めるものとする。
		（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第 6 条の 4 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者</u>で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができても）として人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2 任命権者は、<u>3 歳に満たない子のある職員が</u>当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 6 条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について24時間、1 年について150時間を超えて、第 6 条に規定する勤務をさせてはならない。</u> 4 前 3 項の規定は、第16条第13号に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介

勤務時間条例の改正案概要

抜粋

1 子が3歳以降小学校就学前までの両立支援制度（時間外勤務免除）の拡充

改正内容	改正前	改正案
請求可能となる職員の 範囲の拡大	3歳未満の子を養育する職員	小学校就学前の子を養育する職員

2 子の看護休暇の見直し（「子の看護休暇」から「子育て支援・家族看護休暇」へ）

改正内容	改正前	改正案
看護対象範囲の拡大 （子から家族へ拡大）	中学校就学の始期に達するまでの子 （配偶者の子を含む。）	家族（配偶者、父母、子、配偶者の父母 その他人事委員会規則で定める者） ※介護休暇における「家族」の定義と同じ。
取得事由の拡大	養育する子（中学校就学の始期に達する までの子）の ①病気・けがの看護 ②予防接種・健康診断	対象となる家族の ①病気・けがの看護 養育する子（義務教育終了前の子）の ②予防接種・健康診断 ③人事委員会規則で定める事由 ・感染症に伴う学校の休業等 ・教育・保育に係る行事 （例：入園（入学）式、卒園（卒業）式）
取得日数	5日（中学校就学の始期に達するまでの子が 2人以上の場合は、10日）	5日（義務教育終了前の子（義務教育終了後も特 に配慮が必要として人事委員会規則で定める子を含 む。）が2人以上の場合は、10日） ※職員の事情を考慮し人事委員会で定める職員の場 合は、1日を加算